

内閣府令第五十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三條第三項、第九十七條第四項及び第百十四條の六並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第三項及び第四項並びに第三条第三項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年九月十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 青色の灯火の矢印及び黄色の灯火の矢印の種類及び形状は、別表第一の二のとおりとする。

第二十三条第一項の表視力の項第一号中「矯正視力」を「矯正視力」に改め、同表聴力の項第一号中「両耳」を「大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）」、牽引免許、第二種免許及び仮免許に係る適性試験にあつては、両耳」に、「第一種運転免許（以下「第一種免許」

という。）」を「大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、牽引^{けん}免許」に改め、同項第二号中「運転
することが出来る自動車等の種類を専ら人を運搬する構造の普通自動車に限定し、かつ、当該普通自動車」
を「運転する普通自動車」に改め、「自動車等を」の下に「運転者席から容易に」を加え、「車室内におい
て」を削り、同条第二項第二号中「第一種免許」を「第一種運転免許（以下「第一種免許」という。）」に
改める。

第二十四条第一項の表中「大型特殊自動車免許及び大型特殊自動車第二種免許（）」を「大型特殊免許及び
大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）（）」に、「係る大型特殊自動車免許及
び大型特殊自動車第二種免許」を「係る大型特殊免許及び大型特殊第二種免許」に改め、同条第三項中「大
型特殊自動車免許」を「大型特殊免許」に、「大型特殊自動車第二種免許」を「大型特殊第二種免許」に改
め、同条第六項の表中「大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）及び大型特殊自動車第二種
免許（以下「大型特殊第二種免許」という。））」を「大型特殊免許及び大型特殊第二種免許」に改める。

別記様式第一の二を次のように改める。

別記様式第一の二（第三条の二関係）

- 1 歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。3において同じ。）
）に対して表示する標示



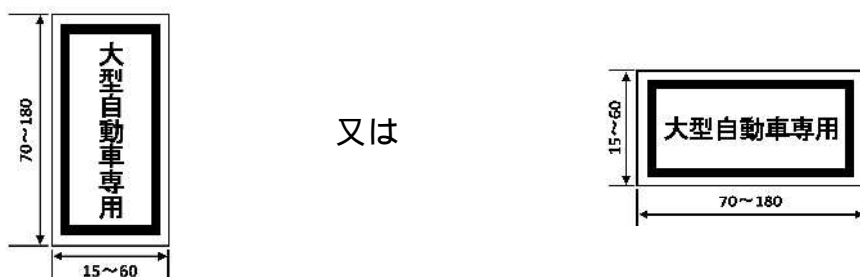
- 2 交差点において斜めに道路を横断する歩行者に対して表示する標示



- 3 歩行者及び自転車に対して表示する標示




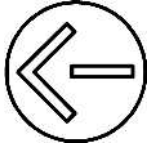
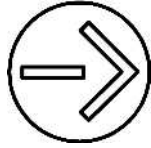
- 4 車両又は特定の車両に対して表示する標示



- 備考
- 1 縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
 - 2 車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。
 - 3 縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
 - 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 5 縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二（第四条関係）

灯火の矢印の種類	灯火の矢印の形状
車両等が直進（令第二条第一項の多通行帯道路等通行原動機付自転車又は軽車両が右折しようとして右折する地点まで直進し、その地点において右折することを含む。）をすることができることとなるもの	
車両等が左折することができることとなるもの	
車両等（令第二条第一項の多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両を除く。）が右折し、又は転回することができることとなるもの	
備考 灯火の矢印の形状については、道路の形状により特別の必要がある場合にあつては、当該道	

路の形状に応じたものとすることができる。

別表第二眼鏡等の項中「きよう正する」を「矯正する」に改め、同表補聴器の項中「聴力を」を「大型自動車、中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車を運転中は、聴力を」に改め、同表特定後写鏡の項中「専ら人を運搬する構造の」及び「車室内において」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別記様式第一の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行の際現に道路交通法第九十一条の規定により運転免許に付されている条件のうち、運転することができる自動車等の種類を専ら人を運搬する構造の普通自動車に限定し、かつ、当該普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができることとなる後写鏡を車室内において使用

すべきこととするものは、運転する普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を運転者席から容易に確認することができることとなる後写鏡を使用すべきこととするものとみなす。

- 3 この府令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。
- 4 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 この府令の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。